介護サービス事業者
自主点検表
(平成２３年５月版)

福祉用具貸与

及び

介護予防福祉用具貸与

事業所番号

事業所の名称

事業所の所在地 〒

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日　　平成　　年　　月　　日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2　実施方法

（1）毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（2）複数の職員で検討のうえ点検してください。

（3）点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（4）「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（5）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（6）この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても福祉用具貸与の運営基準等に準じて（福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、**太枠で囲われ、太字・ゴシック体**で書かれた部分については指定介護予防福祉用具貸与事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防福祉用具貸与事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（介護予防福祉用具貸与の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（５）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

・「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
・「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）
・「平１１厚令３７」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）
・「平１１老企２５」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）
・「平１２厚告１９」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）
・「平１２老企３６」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）
・「平１２老企３４」	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について（平成12年1月31日）
・「平１８厚労令３５」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
・「平１８厚労告１２７」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示127号）
・「平１８-0331011号」	福祉用具専門相談員について（平18年3月31日老振発0331011号老健局振興課）
・「平１８-0317001号」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号 老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
・「平２１-0410001号」	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成21年4月10日老振発第0410001号老健局振興課長）
・「平２１厚労告８３」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告知第83）

介護サービス事業者自主点検表目次

目　　次

第１　基本方針 ---------- １

第２　人員に関する基準 ---------- １

第３　設備に関する基準 ---------- ２

第４　運営に関する基準 ---------- ３

第５　変更の届出等 ---------- １８

第６　介護給付費の算定及び取扱い ---------- １９

第７　その他 ---------- ２４

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第１　基本方針		
１　福祉用具貸与事業の基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとして行われるものとなっていますか。 いる　・　いない	法第73条第1項 平11厚令37 第193条
２　介護予防福祉用具貸与事業の基本方針	**介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。** **いる　・　いない**	**法第115条の3第1項** **平18厚労令35第265条**
	※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成１１年３月３１日 厚生労働省告示第９３号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成１２年１月３１日 老企第３４号）において定められた種目となります。	法第8条第12項 平11厚告93 平12老企第34
第２　人員に関する基準		
１　福祉用具専門相談員	事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算で２人以上配置されていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第194条
	※　常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。	平11老企25 第2の2(1)
	※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア　保健師 イ　看護師 ウ　准看護師 エ　理学療法士 オ　作業療法士 カ　社会福祉士 キ　介護福祉士 ク　義肢装具士	介護保険法施行令第3条の2 平11老企25 第3の11の1(1)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
	ケ　介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修を修了した者 コ　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者	平１８-0331011号第1項
	※　ケの「介護保険法施行令第3条第1項に規定する養成研修」とは、１級課程又は２級課程、介護職員基礎研修課程をいいます。	施行規則第22条の31
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。従って、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。	準用（平11老企25第3の11の1(1)③）
２　介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員	**介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。**	**平18厚労令35第266条第2項**
３　管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 いる　・　いない	平11厚令37第195条
	※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア　当該事業所で福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	準用（平11老企25第3の1の1(3)）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第３　設備に関する基準		
１　設備及び備品等	①　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第196条
	※　利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。	平11老企25 第3の11の2(1)
	※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。	平11老企25 第3の11の2(2)
	※　ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができます。	平11厚令37 第196条
	②　①の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっていますか。 いる　・　いない	
	ア　福祉用具の保管のために必要な設備 (1)　清潔であること。 (2)　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	
	※　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。	平11老企25 第3の11の2(3)
２　介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	**介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準（上記①及び②）を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。**	**平18厚労令35 第268条第3項**

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第４　運営に関する基準		
１　内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 いる　・　いない ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　福祉用具専門相談員の勤務の体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等 ※　同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。	平11厚令37 第205条 準用（第8条） 準用（平11老企25第3の1の3(1)）
２　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 いない　・　いる ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	平11厚令37 第205条 準用（第9条） 準用（平11老企25第3の1の3(2)）
３　サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第10条） 準用（平11老企25第3の1の3(3)）
４　受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 いる　・　いない ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第11条） 準用（平11老企25第3の1の3(4)）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
5　要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第12条） 準用（平11老企25第3の1の3(5)）
	②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない	
6　心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては､サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第13条）
7　居宅介護支援事業者等との連携	①　サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第14条）
	②　サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第14条）
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第15条） 準用（平11老企25第3の1の3(6)）
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第205条 準用（第16条）
10　居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	平11厚令37 第205条 準用（第17条） 準用（平11老企25第3の1の3(7)）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
11　身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第18条）
	※　当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名が記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	準用（平11老企25第3の1の3(8)）
12　サービスの提供の記録	①　サービスを提供した際には、サービスの開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第19条）
	※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。	準用（平11老企25 第3の1の3(9)①）
	※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ア　福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日 イ　種目及び品名 ウ　保険給付の額 エ　その他必要な事項	
	②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 いる　・　いない	準用（平11老企25 第3の1の3(9)②）
13　利用料等の受領	①　法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第197条
	※　福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を越える分については前払いにより利用料を徴収することはできません。	平11老企25 第3の11の3(1) ①

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
13　利用料等の受領	②　法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 いない　・　いる ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。	準用（平11老企25第3の1の3(10)②）
	③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 いる　・　いない ア　通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	平11厚令37第197条 平11老企25第3の11の3(1)②
	④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 いる　・　いない	
	⑤　あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。 いる　・　いない ※　利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には当該事業者が福祉用具を回収すること等により、サービスの提供を中止できる旨を定めたものです。	平11老企25第3の11の3(1)③
14　保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 いる　・　いない	平11厚令37第205条 準用（第21条）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
15　福祉用具貸与の基本取扱方針	①　福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第198条
	②　常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。 いる　・　いない	
	③　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる　・　いない	
16　福祉用具貸与の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料金等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第199条
	②　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 いる　・　いない	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 いる　・　いない	
	※　体位交換器、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください	平11老企25 第3の11の3(3) ②
	※　特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、終了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください。	平21－0410001 号第1-2
	※「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者の作成した取扱説明書をいうものです。	
	④　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
16　福祉用具貸与の具体的取扱方針	※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。	平11老企25 第3の11の3(3) ①
	⑤　居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載するように必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない ※　福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	平11老企25 第3の11の3(3) ③
17　利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 いる　・　いない ア　正当な理由なしに福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	平11厚令37 第205条 準用（第26条）
18　管理者の責務	①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第52条）
	②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準（平11厚令37)」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 いる　・　いない	
19　運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 いる　・　いない ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　その他運営に関する重要事項	平11厚令37 第200条

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
19　運営規程	※　エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。 「利用料」としては法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（１割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式(利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。	平11老企25 第3の11の3(4) ①
	※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	準用（平11老企25第3の1の3(17)③）
	※　カの「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。	平11老企25 第3の11の3(4) ②
20　勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第101条）
	※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。	準用（平11老企25第3の1の3(5)①） 平11老企25 第3の11の3(8) ②イ
	※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務等を勤務表上明確にしてください。	
	②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 （ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。） いる　・　いない	
	※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。	
	※　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意してください。	平11老企25 第3の11の3(8) ②ロ

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
20　勤務体制の確保等	③　職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。 いる　・　いない ・　非該当（交付金を受けていない場合） キャリア・パスとは、職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ること。	介護職員処遇改善交付金交付要綱等
21　適切な研修の機会の確保	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 いる　・　いない ※　福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。 このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。	平11厚令37 第201条 平11老企25 第3の11の3(5)
22　福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第202条
23　衛生管理等	①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 いる　・　いない ②　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 いる　・　いない ※　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 ③　上記②の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切に行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約について文書により取り決めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第203条 平11老企25 第3の11の3 (6)①

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
23　衛生管理等	※　委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ　当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ　当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項	平11老企25 第3の11の3(6) ②
	※　当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。	
	※　エの指示は、文書により行わなければなりません。	平11老企25 第3の11の3(6) ③④
	④　上記③により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 いる　・　いない	
	⑤　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 いる　・　いない	
24　掲示及び目録の備え付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第204条
	※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	
	②　利用者の福祉用具の選択に資するため、当該事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
25　秘密保持等	①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	平11厚令37 第205条 準用（第33条）
	②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定めを置くなどの措置を講じてください。	準用（平11老企25第3の1の3(21)②）
	③　サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 いる　・　いない ※　この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。	準用（平11老企25第3の1の3(21)③）
	④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか いる　・　いない ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 **「個人情報の保護に関する法律」の概要** ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること	個人情報の保護に関する法律 （平15年法律第57号） 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン （平16.12.24厚労省）

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
25　秘密保持等	**「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より** 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。	
26　広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 いない　・　いる	平11厚令37 第205条 準用（第34条）
27　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 いない　・　いる	平11厚令37 第205条 準用（第35条）
28　苦情処理	①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。　いる　・　いない ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。	平11厚令37 第205条 準用（第36条） 準用（平11老企25第3の1の3(23)①）
	②　上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 いる　・　いない ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	準用（平11老企25第3の1の3(23)②）
	③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる　・　いない	
	④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
28　苦情処理	⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる　・　いない	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。 いる　・　いない	
29　事故発生時の対応	①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第37条）
	※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	準用（平11老企25第3の1の3(24)①）
	②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 いる　・　いない	
	※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	
	③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 いる　・　いない	準用（平11老企25第3の1の3(24)②）
	※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	準用（平11老企25第3の1の3(24)③）
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 いる　・　いない	
30　会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第205条 準用（第38条）
	※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日 老計第８号） イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日 老振発第１８号）	準用（平11老企25第3の1の3(25)）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
31　記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 いる　・　いない	平11厚令37 第204条の2
	②　利用者に対するサービスに関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 いる　・　いない ア　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 イ　基準第203条第4項に規定する結果等の記録 ウ　基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録 エ　基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 オ　基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平11老企25 第3の11の2(7)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1　介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	**①　介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。** **いる　・　いない**	**平18厚労令35第277条**
	※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	**平11老企25第4の3の11(1)①**
	②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 **いる　・　いない**	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意識していますか。 **いる　・　いない**	
	④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 **いる　・　いない**	
	※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	**平11老企25第4の3の11(1)②**
2　介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	**①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。** **いる　・　いない**	**平18厚労令35第278条** **平11老企25第4の13の11(2)①**
	②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 **いる　・　いない**	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
２　介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	**③　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。** **いる　・　いない**	**平18厚労令35第278条**
	④　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項､故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 **いる　・　いない**	
	※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	**平11老企25第4の13の11(2)②**
	⑤　サービスの提供に当たっては､利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 **いる　・　いない**	
	※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えなありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任を持って修理後の点検を行ってください。	**平11老企25第4の13の11(2)③**
	⑥　介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（介護予防支援等基準第2項に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じていますか。 **いる　・　いない**	**平18厚労令35第278条**
	※　介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、担当職員は当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。 **　また、必要に応じて随時、担当職員は同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。**	**平11老企25第4の１１の(2)④**

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第５　変更の届出等		
１　変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、１０日以内に知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。 いる　・　いない ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該福祉用具貸与の指定に係る事業に関するものに限る。） エ　事業所の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴等 カ　福祉用具の保管及び消毒の方法（他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） キ　運営規程 ク　当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ケ　役員の氏名、生年月日及び住所 ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を知事（県福祉事務所等）に届け出てください。	法第75条第１項 施行規則131条 法第75条第2項

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第６　介護給付費の算定及び取扱い		
１　福祉用具貸与費の算定	福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具算定与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。 いる　・　いない ※　搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。	平12厚告19 別表11 平12厚告19 別表11の注1
２　特別地域福祉用具貸与加算	①　当該福祉用具貸与事業所が下記の地域に所在する場合にあっては、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の業務の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（交通費の１０分の１相当の単位数）を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与費の１００分の１００に相当する額を限度として所定単位数に加算していますか。 いる　・　いない ※　特別地域加算対象地域 飯能市（名栗）、ときがわ町（大椚）、 秩父市（浦山/上吉田/大滝）、横瀬町（芦ヶ久保）、 皆野町（金沢/日野沢）、小鹿野町（三田川/倉尾/両神）、 本庄市（本泉）、神川町（矢納） ※　「通常の業務の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費等を勘案して、合理的に算出してください。	平12厚告19 別表11の注1 平12厚告24 平12老企36 第2の9(1)①
	②　上記の交通費の額及び算定方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載していますか。 いる　・　いない	平12老企36 第2の9(1)②
	③　運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を、サービスの提供に当たって利用者に説明するとともに、利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対するサービス提供に関する記録として保存していますか。 いる　・　いない	平12老企36 第2の9(1)②

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
2　特別地域福祉用具貸与加算	④　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の１００分の１００に相当する額を限度として加算していますか。 （この場合、交通費の額が当該１００分の１００に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。） いる　・　いない	平12老企36 第2の9(1)③
3　中山間地域等小規模事業所加算	下記の地域に所在し、かつ下記の施設基準に適合する福祉用具貸与事業所にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の実施地域において貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該指定福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 いる　・　いない ※　中山間地域等小規模事業所加算対象地域 飯能市（風影・阿寺/八徳/上・下久通）、越生町（梅園）、ときがわ町（大椚以外の都幾川）、秩父市（吉田/荒川）、横瀬町（芦ヶ久保以外の全域）、皆野町（三沢）、小鹿野町（三田川・倉尾・両神以外の全域）、東秩父村（全域）、神川町（矢納以外の神泉）、寄居町（風布）、春日部市（宝珠花） ※　厚生労働大臣が定める施設基準 １月当たり実利用者数が１５人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。 ※　実利用者数とは、前年度（３月を除く）の１月当たりの平均実利用者数をいう	平12厚告19 別表11の注2 平12老企36 第2の9(1)④ 平21厚労告83 平12厚告26
4　中山間地域等住居者加算	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該貸与の開始日の属する月に、通常の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該指定福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 いる　・　いない ※　中山間地域等住居者加算対象地域 前記２の特別地域福祉用具貸与加算対象地域もしくは上記３の中山間地域等小規模事業所加算対象地域 ※　当該加算を算定する利用者については、通常の実施を越える場合には、算定する交通費の支払を受けることはできません。	平12厚告19 別表11の注3 平12厚告24 平12老企36 第2の9(1)⑤

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
5　要介護１の者に係る福祉用具貸与費	要介護状態区分が要介護１である者（軽度者）に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。 いない　・　いる ※　対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト ※　ただし、厚生労働大臣が定める者（平12告23第19号のイ）に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 イ　ただし、該当する調査結果がない、移動支援に特に必要なもの、段差の解消が必要と認められるものについては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ウ　上記アにかかわらず、疾病等により状態が変動しやすいものや急速に悪化するもの等、福祉用具の必要性が医師により、かつサービス担当者会議等により判断された場合は、市町村が書面等により要否を判断する。 ※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ア　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に開示させ、それを入手すること。	平12厚告19 別表第11の注4 平12老企36 第2の9(2)① 平12老企36 第2の9(2)②
6　サービス種類相互の算定関係	利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。 いない　・　いる	平12厚告19 別表第11の注5

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
（予防）介護予防福祉用具貸与費の算定及び取扱い		
１　介護予防福祉用具貸与費の算定	**介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。** **いる　・　いない**	**平18厚労告127別表の11**
２　特別地域介護予防福祉用具貸与加算	**事業所が下記の地域に所在する場合における交通費の加算の取扱いについては、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。** **いる　・　いない** **※　特別地域介護予防福祉用具貸与加算対象地域** **飯能市（名栗）、ときがわ町（大椚）、** **秩父市（浦山/上吉田/大滝）、横瀬町（芦ヶ久保）、** **皆野町（金沢/日野沢）、** **小鹿野町（三田川/倉尾/両神）、本庄市（本泉）、** **神川町（矢納）**	**平18厚労告127別表11の注1**
３　中山間地域等小規模事業所加算	**下記の地域に所在し、かつ下記の施設基準に適合する福祉用具貸与事業所については、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。** **いる　・　いない** **※　中山間地域等小規模事業所加算対象地域** **飯能市（風影・阿寺/八徳/上・下久通）、越生町（梅園）、** **ときがわ町（大椚以外の都幾川）、** **秩父市（吉田/荒川）、横瀬町（芦ヶ久保以外の全域）、** **皆野町（三沢）、小鹿野町（三田川・倉尾・両神以外の全域）、** **東秩父村（全域）、神川町（矢納以外の神泉）、** **寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）** **※　厚生労働大臣が定める施設基準** **１月当たり実利用者数が５人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。**	**平18厚労告127別表11の注2** **平12厚告26号74**
４　中山間地域等住居者加算	**下記の地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与費と同様ですが、福祉用具貸与費に準じて適切に算定していますか。** **いる　・　いない** **※　中山間地域等住居者加算対象地域** **前記２の特別地域福祉用具貸与加算対象地域もしくは上記３の中山間地域等小規模事業所加算**	**平18厚労告127別表11の注3**

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
５　要支援者に係る介護予防福祉用具貸与費	**　要支援１又は要支援２の者（軽度者）に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。** **いない　・　いる** **※　対象外種目** **車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト** **※　ただし、厚生労働大臣が定める者（平12告23第52号・準用（平12告23第19号のイ）に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。** **ア　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。** **イ　ただし、該当する調査結果がない、移動支援に特に必要なもの、段差の解消が必要と認められるものについては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。** **ウ　上記アにかかわらず、疾病等により状態が変動しやすいものや急速に悪化するもの等、福祉用具の必要性が医師により、かつサービス担当者会議等により判断された場合は、市町村が書面等により要否を判断する。** **※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。** **ア　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。** **イ　当該軽度者に担当の介護予防介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に開示させ、それを入手すること。**	**平12厚告19** **別表11の注4**

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
６　サービス種類相互の算定関係	**利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている場合、介護予防福祉用具貸与費を算定していませんか。** **いない　・　いる**	**平18厚労告127 別表11の注5**
第７　その他		
１　ワムネットの活用	①　福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。 いる　・　いない ※ 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。 （ＵＲＬ）http：//www.wam.go.jp/ ②　自己評価結果（本自主点検表第４－１５-③）をワムネット上で公開していますか。 いる　・　いない ※　県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。ワムネットの利用登録をすれば利用できます。(無料) （アクセス方法） ワムネットトップページ→会員入口→ログイン →都道府県情報→評価情報提供システム	
２　介護サービス情報の公表	①　指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年１回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる　・　いない ※　新規事業所は、基本情報のみ報告 既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。 ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象。 ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが１００万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。(「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照) ②　報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる　・　いない	法第115条の29第1項 施行規則第140条の31 施行規則第140条の29 施行規則第140条の30

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td>3　法令遵守等の業務管理体制の整備</td><td>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。
いる　・　いない

※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容
<table><tr><td></td><td>事業所数20未満</td><td>20以上100未満</td><td>100以上</td></tr><tr><td>整備届出事項</td><td>法令遵守責任者</td><td>法令遵守責任者
法令遵守規程</td><td>法令遵守責任者
法令遵守規程
業務執行監査の定期的実施</td></tr><tr><td>届出書の記載すべき事項</td><td>名称又は氏名
主たる事務所の所在地
代表者氏名等
法令遵守責任者氏名等</td><td>左記に加え
法令遵守規程の概要</td><td>左記に加え
業務執行監査の方法の概要</td></tr></table></td><td>法第115条の32第1項

施行規則第140条の39</td></tr>
<tr><td></td><td>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。
いる　・　いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。
いる　・　いない

※ 行っている具体的な取組（例）のアからオを○で囲むとともに、オについては、その内容を御記入ください。

ア　介護報酬の請求等のチェックを実施
イ　内部通報、事故報告に対応している
ウ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している
エ　法令遵守規程を整備している
オ　その他
（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。
いる　・　いない</td><td></td></tr>
</table>